



- P 2-3 令和6年度予算
- P 4-12 議会だより
- P 13-14 地域おこし協力隊の報告
- P 14-16 G72について/他
- P 16 福祉と健康の集い/他
- P 17 後期高齢者医療保険について
- P 18-19 介護保険料について
- P 20-21 国民健康保険について/他
- P 22 杉っ子だより

[今月の表紙]

3月22日に根羽村保育所
卒園式が行われました。

[詳細は22ページ]

令和6年度予算

一般会計 21億3,000万円の予算規模

前年対比 14.04%減

村づくりの基本となる一般会計予算他四特別会計予算及び二事業会計予算が去る3月11日、村議会で可決されました。

一般会計予算では、第5次総合計画の最終年にあたることから、目標の達成を意識しながら喫緊の課題解決を推進するため必要な経費を予算化しました。地域資源の森林を最大限活用し、持続可能な循環経済の構築、新たな価値観の創設を目指し長野県と新たに取り組む「輝く農山村地域創造プロジェクト事業」の事業化、村道改良、村道橋梁補修事業、防犯灯設置事業によるライフライン整備、引き続きとなる林道整備事業、子育て支援、教育環境の充実、新たに帶状疱疹予防接種補助制度などを計画し、前年度と比較して14.07%減の総額で21億3千万円となりました。

例年、歳入の半分近くを占める地方交付税について、国では令和5年度と比較して1.7%増額するとしています。当村においては、令和5年度の普通交付税実績額と比べ約22%減の8億円に見積もった予算編成としています。

村独自の収入である自主財源は7億3,082万円余(34.31%)となっています。

村税については、令和5年度の

歳入

例年、歳入の半分近くを占める地方交付税について、国では令和5年度と比較して1.7%増額するとしています。当村においては、令和5年度の普通交付税実績額と比べ約22%減の8億円に見積もった予算編成としています。

例年、歳入の半分近くを占める地方交付税について、国では令和5年度と比較して1.7%増額するとしています。当村においては、令和5年度の普通交付税実績額と比べ約22%減の8億円に見積もった予算編成としています。

例年、歳入の半分近くを占める地方交付税について、国では令和5年度と比較して1.7%増額するとしています。当村においては、令和5年度の普通交付税実績額と比べ約22%減の8億円に見積もった予算編成としています。

例年、歳入の半分近くを占める地方交付税について、国では令和5年度と比較して1.7%増額するとしています。当村においては、令和5年度の普通交付税実績額と比べ約22%減の8億円に見積もった予算編成としています。

例年、歳入の半分近くを占める地方交付税について、国では令和5年度と比較して1.7%増額するとしています。当村においては、令和5年度の普通交付税実績額と比べ約22%減の8億円に見積もった予算編成としています。

例年、歳入の半分近くを占める地方交付税について、国では令和5年度と比較して1.7%増額するとしています。当村においては、令和5年度の普通交付税実績額と比べ約22%減の8億円に見積もった予算編成としています。

※(一)は歳入・歳出全体における構成比

例年、歳入の半分近くを占める地方交付税について、国では令和5年度と比較して1.7%増額するとしています。当村においては、令和5年度の普通交付税実績額と比べ約22%減の8億円に見積もった予算編成としています。

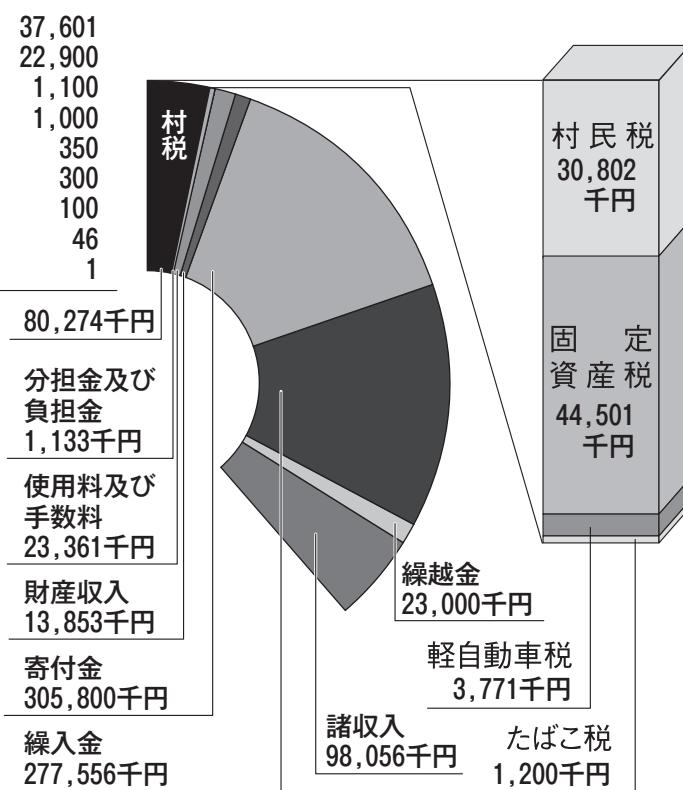
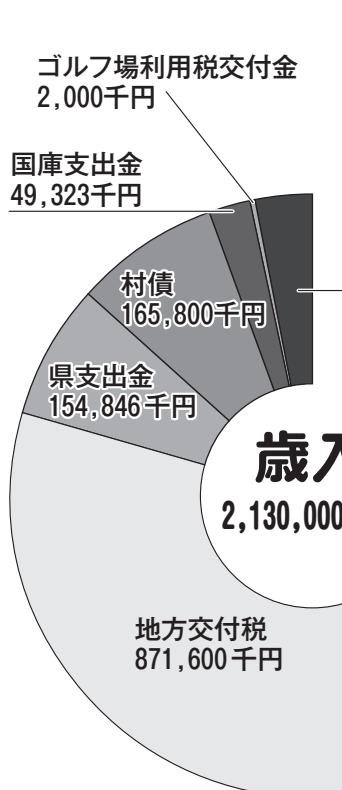
例年、歳入の半分近くを占める地方交付税について、国では令和5年度と比較して1.7%増額するとしています。当村においては、令和5年度の普通交付税実績額と比べ約22%減の8億円に見積もった予算編成としています。

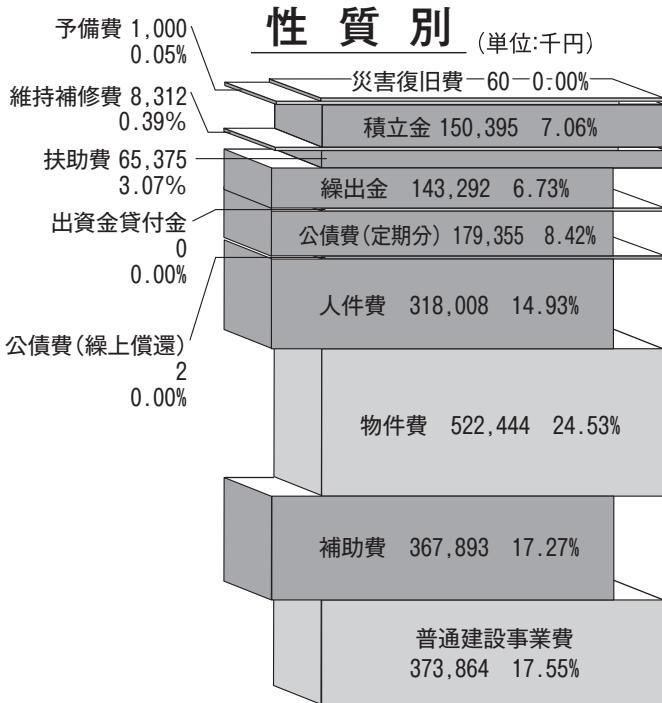
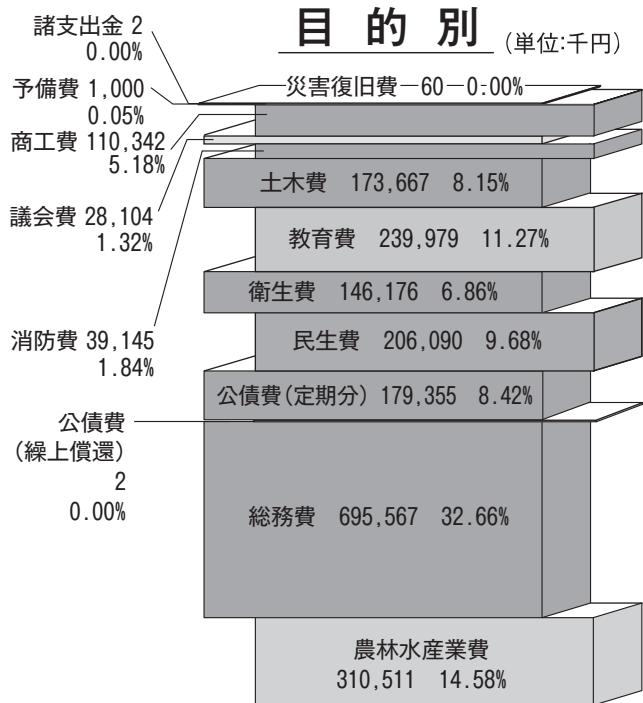
例年、歳入の半分近くを占める地方交付税について、国では令和5年度と比較して1.7%増額するとしています。当村においては、令和5年度の普通交付税実績額と比べ約22%減の8億円に見積もった予算編成としています。

例年、歳入の半分近くを占める地方交付税について、国では令和5年度と比較して1.7%増額するとしています。当村においては、令和5年度の普通交付税実績額と比べ約22%減の8億円に見積もった予算編成としています。

自主財源730,823千円(34.31%)

依存財源1,399,177千円(65.69%)





令和6年度の主な新規事業

区分	実施事業
総務費	【防犯灯設置事業】 商業街で設置された街灯をLED器具に更新します
教育費	【保育所照明器具LED化事業】 保育所園舎の照明器具をLEDに更新し、施設の長寿命化と電気料の軽減を図ります
農林水産業費	【大杉公園整備事業】 大杉周辺の景観整備のため、東屋の建設、獣害防除柵の設置を行います
総務費	【ケーブルテレビ線路光化設計事業】 村内全域を光ケーブルに更新し、伝達速度の高速化・安定化を図ります。
総務費	【自転車用ヘルメット購入補助事業】 自転車利用者のヘルメット着用促進のため、購入経費の2/3を補助します

各会計別予算の比較

(単位:千円)

区分	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較	比率 (%)
一般会計	2,130,000	2,478,000	△ 348,000	△ 14.0
特別会計	国民健康保険特別会計	104,000	106,600	△ 2,600
	介護保険特別会計	207,318	238,600	△ 31,282
	根羽村営バス特別会計	19,400	18,500	900
	後期高齢者医療特別会計	22,000	20,500	1,500
	特別会計合計	352,718	384,200	△ 31,482
合計	2,482,718	2,862,200	△ 379,482	△ 13.3

公営企業会計

区分	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較	比率 (%)
簡易水道公営企業会計	110,177	—	—	—
下水道公営企業会計	121,746	—	—	—
合計	231,923	—	—	—

※ 公営企業会計は令和6年度より制度改正のため前年比較はありません。

一般会計補正予算等

22議案について審議

3月5日・6日・13日の3日間にわたり、3月定例会が開催されました。内容については、次のとおりです。

一般質問

◆片桐雅浩議員

議員 空家問題について

国は、空家等の増加により、2015年5月に空家対策特別措置法を施行し、そのまま放置すれば崩壊等著しく保安上危険のある恐れがある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切な状態にあるものを「特定空家」に認定し、所有者に改善を求めるための法律を制定しましたが、空家問題はより深刻になってきており、「特定空家」になつてからの対応では限界があり、そのままの取り組みでは不十分であると国も認めており、空家対

策特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行され、法の改正により、「特定空家」に加えて「管理不全空家」という新しいカテゴリーを作り、「管理不全空家」も市町村からの指導、勧告の対象となりました。勧告された家は、敷地にかかる固定資産税の住宅用地特例は解除されることになります。「管理不全空家」についてはこの後、議論させていただきたいと思うが、いざれにしても、空家の周辺に暮らす住民の生活環境の保全や空家の有効活用の推進、適切な管理、また、維持することが困難な場合は速やかに解体していただく、これらを徹底して空家を減らしていくことが大変重要であると考える。根羽村でも白根拓実くんが空家対策の窓口となり活動しているが、令和5年5月の時点で152件の空家等があり、現在も増加中であるとのこと。空家問題について、村は「アキカツカウンター」という会社と契約をしているとのことだが、この会社はどのような業務をし、なぜこの会社と

村長 前段で少し法律について概要をご説明させていただきたいと思う。まず、空家等の対策の推進に関する特別措置法であります。これは平成27年5月26日から施行されており、目的については、適切な管理が行われていない空家等の防災、衛生、景観等に影響を与えるような住民の生命・財産を守るとともに、空家等の活用を促進するため、空家等に関する策を総合的、継続的に推進するという目的で定められたもので、議員が言われた趣旨で制定されている。その中で、市町村の責務というのも定められており、市町村では、空家等対策計画の作成、実施。必要な措置を講ずるよう努めるとされてる。また、計画の作成や実施に関する協議を行なう協議会を組織することができるというような形になつてている。また、合わせて、議員のご指摘のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、令和5年6月14日

の交付、令和5年12月13日に施行された。年々増加する空家に対して「活用拡大」「管理の確保」「特定空家の除却等」の3本の柱で対応を強化する内容になつてある。また新たに、放置すれば「特定空家」に不全空家」として市町村が指導、勧告ができるというものが加えられたものである。また、勧告された空家については、固定資産税等が減額される特例が解除され、追加された。また、特定空家の除却等で緊急代執行という制度も新たに創設された。空家等対策計画であるが、空家等対策の推進にかかる質問がありました。空家活用株式会社「アキカツカウンター」との契約概要について、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いしたい。

総務課長 協定の相手先は東京に本社を置く「空家活用株式会社」になります。「空家活用株式会社」さんは通称で「アキカツカウンター」と呼ばれており、引き続き通称で呼ばせていただきますが、まず、「アキカツカウンター」は、アキカツさんが提供するインターネットによる空家に関する相談窓口になります。空家問題について、村は「アキカツカウンター」で認定を行うことになるが、この協議会については、根羽村では令和6年度に設置をし、実際に取り組んでいく予定である。また、根羽の空家対策のアキカツカウンターのサイ

取り組みの概要であるが、一昨日の講演会でお話があつたが、令和5年4月から空家対策専門の協力隊員1名が活躍中で、村内の空家実態調査は既に行い、現在154件が登録されて、データベース管理を行なつてあるところである。内容は順次拡充をしていくようになる。また、ご質問があつた、空家活用株式会社「アキカツカウンター」の連携協定や、空家所有者との相談や空き家活用希望者との相談、空家所有者の意向調査のアンケート等を現在実施してある。また、議員設された。空家等対策計画でた、特定空家の除却等で緊急代執行という制度も新たに創設された。空家等対策計画でたが、空家等対策の推進にかかる質問がありました。空家活用株式会社「アキカツカウンター」との契約概要について、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いしたい。

トが表示されますので、お時間がある時には是非ご覧いただきたいたいと思います。それではアキカツさんとの協定について説明させていただきます。それでは2014年に設立され、事業内容としては空家の市場への再流通システムの構築、空家所有者と利用者をつなぐポータルサイトの構築、空家に対する新しい利活用モデルの開発等となっていきます。特筆すべきは、東京都の世田谷区、愛知県の岡崎市等当村を含め全国で52の自治体が連携しているという点になります。これは、自治体規模の大小を問わず、空家は社会的な問題であり、行政だけでは解決が難しきる組みとして注目されています。多くのメディアにも取り上げられる等、空家対策の新たな取り組みとして注目されています。具体的な協定であります。具体的な協定であります。村とアキカツさんが連携して村内の空家の発生を抑制することを目的に令和5年4月1日に協定を締結しました。

具体的な連携としては①村内の空家等の情報交換に関すること②村内の空家等の利活用促進に関すること③地域おこし協力隊の業務サポートとなる協定です。アキカツさんは協定自体に費用は発生しておりません。村とアキカツさんはとの間での費用については、アキカツさんが提供する空家管理システムの利用料として、令和5年度では1,870千円には初期設定の経費500千円が含まれており、6年以降はシステム利用料として月100千円、年間で1,200千円の支出となる見込みです。利用しているシステムについて説明いたします。まず、このシステムを利用するためのiPad 2台の利用が含まれています。具体的なシステムですが、現在の主な目的は空家の把握と管理であり、根羽の地図情報が登録され、地図上に空家の位置が示されており、示された空家を選択すると現状の写真をはじめ、空家の情報を即座に閲覧できるというものです。また、所有者さんであります。また、所有者さんへのアンケート結果のシステムへの反映が容易にできる等、空家所有者さんからの相

談、利用したい人への情報発信等がスムーズに行えるようになっています。

空家の現状については、地域おこし協力隊の白根君が村内全域をまわり、把握したもとのとおり、アキカツさんが白根君のサポートを行ってくれていますので、システム面を含め、村職員のみが担当していいた時と比べると格段に空き家情報の把握、情報提供は進んでおります。

議員 ありがとうございます。しっかりとそういうものを活用して、問題が解決するようにならう。このように動いていただきたいたいと思う。

2番目に、「管理不全空家」について、被つてしまふ部分もあるが、伺いたいと思う。村は、法律の規制等もあり、この問題に手をつけられずになかなかいたところもあつたと思うが、法改正された現在は、率先进して問題解決のために行動すべきであると考える。國も、「管理不全空家」という新たな区分を設けた。放置すれば「特定空家」になる恐れがある場合に指定され、管理が不十分な物件については、「管理不全空家」に指定し、改善されない場合は空き家の固定資産税

を減額する措置を解除するということ。所有者に空き家の管理についても、国は管理指針を告示しており、そこには、管理指針で定めることが想定される管理の方法例として次のように記載されている。所有者が定期的に空気の換気、通水、庭木の伐採等を行う。自ら管理できない場合は、管理活用法人等に管理を委託するなどして管理を適切に行う。このように示されている。今までのようにならう。ただではダメだと思うが、このことから考えると、今、村にある空家のほとんどが「管理不全空家」になるのではないかと私は考えている。「管理不全空家」への認定は市町村が行なうとされているが、根羽村ではどのような基準が作られているのか。また、それまでの流れとして、指定、助言、指導、勧告、命令、行政代執行という順番で行われるようになつてきるというような形。これについても協議会定め、そこではある程度指定をさせていたい。だいき、そこから色々な事が始まつていくつて形になるのでご理解いただきたい。また、「管理不全空家」に勧告された場合は、固定資産税の住宅用地特例6分の1に減額されるが、これは同時に解除されるという形になる。また、村では空家の持ち主に對して、ど

ういうことをその村民も含めてすべての人に通知するべきだと思うが、考え方をお聞かせ願いたい。

村長 まず、「管理不全空家」への認定の基準については、村の空家等対策計画には改正後の管理不全空家の区分がまだされていないということがまだされないということがで、これからしっかりと区分をさせていただく予定でいる。現在、その計画の変更を行つてあるところである。この計画の中で「管理不全空家」の基準が定められ、「管理不全空家」については市町村が指導、勧告をしていくことがであります。また、誰が判定をし、誰が手をつけられずになかなかいたところもあつたと思うが、法改正された現在は、率先进して問題解決のために行動すべきであると考える。國も、「管理不全空家」という新たな区分を設けた。放置すれば「特定空家」になる恐れがある場合に指定され、管理が不十分な物件については、「管理不全空家」に指定し、改善されない場合は空き家の固定資産税

今までの対応をしているかと
いうご質問に対しても、空家に対する問題は多種
多様であり、村で総合相談窓
口を設け、各種団体や事業者
等と連携して、空家の把握や
活用、移住等を促進するため
の相談体制の充実を図っています。
また、空家の状況把握のため
の所有者へのアンケートの
調査を行い、所有者の管理状
況や今後の考え方を聞き取
り、これもデータベース化を
実施いたしました。空家所有者の
相談で、空き家の活用につい
て、移住者や事業者に斡旋し
て活用への手助けを実施して
いる。もう1点、西部シルバー
人材センターとの連携協定を
結んで、空家等の管理を紹介
している。これについては、お
墓の手入れを含めて、風を通
すなど、活動ができる体制にな
なっている。また、もう1点、
今回の法律改正について、村
民も含めて全ての人に通知す
べきではないかとご質問
であるが、これについても、広
報やチラシ、ケーブルテレビ、
また地区的会合等でこの空家
の適正管理の重要性をまず普
及啓発していきたいと考えて
います。また、空家の所有者に対し
ても、今回の法律改正について
はチラシ等を送付して啓発

を図っていきたいと思うの
で、ご理解をお願いしたい。

議員 全ての空き家が活用、
管理できればいいが、活用
するにリフォーム代がかかる、
管理するにもすごくお金
がかかるというようなことを
先日の講演会でも言ってお
られました。

今後は、空き家を維持する
にかなりお金がかかるとい
うことを所有者の方たちに理
解していただき、現状が少
くても良くなるように動いて
いただきたいと思います。

全ての空き家が活用、管理
できればいいが、活用するに
もリフォーム代がかかる、管
理するにすごくお金がかかる
というようなことを先日の
講演会でも言つておられまし
た。

今後は、空き家を維持する
にもかなりお金がかかるとい
うことを所有者の方たちに理
解していただき、現状が少
くでも良くなるように動いて
いただきたいと思います。

最後に、空き家問題の最大の
ネックである解体のことにつ
いて伺いたい。現在の空家所
有者の方の大半が高齢者であ
る。今後、その方の子や孫が、
この先も維持管理してい
てくれるのか。現所有者

は空家を維持したいと思つて
いても、その方が亡くなり、次
の方が空家を維持管理してい
きたいと考えるかどうかだと
思う。また、解体には、規模に
もよるが、数百万の経費がか
かる。経済的に本当にお金が
ないという場合もあると思う
が、利用することのないもの
に数百万円のお金をかけるこ
とは現実的に厳しく、最悪の
場合、財産放棄、相続放棄され
てしまうと、その空家がその
まま残されてしまう場合があ
る。そうした空家が「特定空
家」状態になり、行政代執行を
行う必要がある場合の費用負
担や、それまでの間、放置され
ることになる様々な問題が心
配される。何より、根羽村では
すでにこのような空家が存在
しているということが1番の
懸念事項である。村はこのよ
うな空家をどのようにしよう
と考えているのか。手がつけ
られず、そのまま放置してお
くのか。残された空家に税金
を使って処分することになれ
ば、村人はなかなか納得でき
ないと思う。今までにないス
ピードで人口減少が進んでい
る。それに伴い、空家もどんど
ん増えていく。村も相手の意
向を聞きながら活用を、管理
されない空家所有者に対し

は解体工事の促進を働きかけ
るべきだと考えるが、村長の
考へをお聞かせ願いたい。

村長 基本的に、空家と言
うか住宅については、基本的に
所有者の責任において管理を
していただくのが大原則であ
る。そこで、「特定空家」について
も基本的に所有者の責任にお
いて処分していただきたいと
思う。壊してほしいとのお願
いはしていながら、「近所で
困つておられる」事に関しては、
文書等で申し入れる例もあ
る。実際に少し対応してくれ
た方もいる。引き続き進めて
いくが、改めてこれから少
かりと考えていかなければな
らないと感じている。また、特
に「特定空家」等に対する措置
については、適切な措置を実
施するよう、所有者に対して
助言、指導を行っていく。し
てまた、助言、指導を行つても
改善されない場合は、期限を
定めて必要措置を講じるよう
に勧告を行う。また、改善が見
られない場合は必要措置を講
じるよう命令することができ
る。この命令が勧告されない
時に、行政代執行によつて取
り壊すということがあるが、
この時の費用は、所有者に請
求することとなつていて、非

常に厳しい壁があると聞い
てゐる。古くなつたから取り
壊すというのも難しい。そ
ういった点も含めて、法律上で
認定された場合を含めて、空
家の場合には、法律上は今
のような手続で進むことはで
きるが、当然、自治体もしつか
りお話をし、相談窓口を設け
たりはしているが、地元や援
助の皆さん、隣近所の皆さん
からのご意見や助言も大きくな
り後押しになるかと思う。是非
そういう部分を皆さんに呼び掛
けていただきたいと思う。1番
大切なのは、まずは空家が
「特定空家」とならないよう、
早い段階での「特定空家」に
なつてからでは利用すること
ができないので、早い段階で
の再利用について考える必要
があると思う。いずれにして
も、空家問題については、地域
住民と一体となつて空家対策
を考えしていく必要があると思
うので、村で取り組んでいる
空家対策事業を含めて、村民
の皆さん、所有者の皆さん
の意識は非常に重要になつてく
るので、しつかりと呼び掛け
をし、普及を図つていただき
たいと思うので、これからも皆さ
んのご支援、ご協力をお願



申し上げたい

議員 先日のアキカツカウンターの社長さんが、講演で「空家が増えると人が住まなくななる。」「空家が増えると地域の価値がなくなる。」と言つていた。本当に怖いことだと思う。そうならないためにも、村は絶対にこの状態を改善するんだという強い思いでこの問題を解決に取り組んでいくたいとと思う。

◆ 片桐康孝議員
議員 地震対策

議員 地震対策について
地震大国と呼ばれる日本列島ですが、毎年国内のどこかで大型の地震が襲い、日常生活が突然奪われてしまうような大惨事は他人事ではありません。天災である地震はその予測すら難しいため、日頃の避難訓練や備えが必須であることは言うまでもありませんが、能登半島地震などを見ていると、地方行政の役割がいかに重要であるかを改めて思い知られます。もし震度6以上の地震が当村を襲った場合のシミュレーションを考えることは大変重要であり、地震が起きてから想定外とうようなことがないよう、常日頃の対策が求められると考えます。そこで、村長に根羽村

の地震対策について以下の質問をいたします。1問1答にて質問いたします。平成19年に住民家屋の耐震調査をしているが、当時は希望者のみの調査に留まっている。現在では、地震に対する捉え方や関心度の当時とは変わってきていると思うので、耐震診断を当時受けていない家屋を対象に調査を進める仕組みを提案するが、村長はどのようにお考えか。

査を実施している。対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、専門家による耐震診断は無料となつていて。また、精密耐震診断の総合評点が、1.0未満の住宅については耐震工事が必要となる。耐震工事には助成があり、補助対象経費の5分の4以内で100万円を上限とた助成をする制度がある。村では数年前までは、当初予算で見ていたが、申し込みなかつたため、ここ数年は改修工事の要望があつた際に、補正予算で対応するというような形で対応している。今回の耐震化について理解していただくために、耐震診断そのものについてのチラシや呼びかけを行う中で、現在の住宅の耐震化が進むよう、チラシ等啓発していくといふ思つてるので、よろしくお願ひ申し上げる。

次に、能登半島地震の避難所の映像を見ると、懐中電灯の使用がかなり目立っていたが、やまいホールなどは発電設備があるので問題はないが、その他の避難所の電力の確保はどのように考えているか。

村長 避難所での電源確保については、村での避難所としては、地震等の場合、しゃくなげ、トレーニングセンター、根羽学園の体育館、研修センター、グリーンハウス森沢を指定して、併せて自主防災組織としての避難所として各地区公民館が指定されてる現状である。非常用発電装置があるのは、ご指摘通り、しゃくなげのみである。また、現状では十分ではないが、しゃくなげ以外の避難所については、発電機等による電源確保、最低限の電源になると思うが、確保を予定してある。また、この全ての避難所で非常用発電装置を整備するのは非常に難しく、費用も大きくなるので、場所を特定して非常用発電装置の導入が必要であると考える。併せてもう1点、根羽学園の体育館の屋根に太陽光パネルがあるが、まだ蓄電池つていうものが、なかなか整備されていないので、蓄電池を入れ

きるような流れになるので、電源確保で蓄電池等の導入についても、これから利用が可能かどうか含め、学校の体育館での電源確保が可能になつてくるかと思う。できる限りの電源確保をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたい。

広報ねば 2024.3

少し報告があつたが、一昨年から計画している山村活性化

議員 よろしくお願ひしたい。 地震災害で一番の

題が、仮設住宅だと思う。一石に出来る物でもなく、出来ても抽選、若しくは、優先順位などにより入居できる方は運の良い方です。能登半島地震で意外な活躍をしたのが客船だった。この報道を見た時には、当村でも移動手段さえあれば不可能ではないと感じた。要は柔軟な対応が求められるということを学べた。

最後に、能登半島地震では、学校の倒壊などにより学びの場が失われ、他地区への学校の転校が報道されていたが、根羽学園でも万一一に備え、受け入れていただけた学校を模索することがこれから課題になるのではないかと思うが、どのような考え方をお持ちか。

市町村や関係する市町村とまた災害との備えを検討する必要があると考へてゐるので、機会を通じて、それぞれの地域に、同じ様な課題があると思うので、どの様な対応をするのか、近隣、あるいはもう少し広域的な面、あるいはもう少し離れて、例えば連携協定と言ふか、交流のある、安城市も含めての対応というのも1つの課題にならうかと思うので、色々な面でしつかりと検討していく必要があると考へてゐるので、よろしくお願ひしたい。

◆片桐紳一郎議員　歴史民俗資料館について

昭和54年の「歴史民俗資料館設置条例」によると、歴史民族に関する資料を収集保管し、展示して住民の利用に供するためには設置すると述べている。郷土資料は、地域の自然、歴史、文化を学び、伝えることの根底となるもの。長い歴史を経て育まれてきた根羽村民の財産であり、郷土資料の保存は我々に課せられた後世への重大な責任であると考える。このことから、次の7項目について質問します。

1点目、資料館建物内外の環境について、資料館の室内は照明が暗く、資料を見るための明るさになつていないのでないか。また、室内は亀十氏自ら管理しているよう。このような環境について把握されているのか。現状はどうなのが。さらに、維持管理についてどのように対応しようとしているのかをお答えいただきたい。

社会教育施設で議員御指摘の通り、住民の利用、教養、調査研究において大変重要な施設です。こういった施設は、社会

教育法第9条の2項に定められる博物館法に規定・登録される「登録博物館」と、それ以外の「博物館相当施設」「博物館類似施設」に分類されており、「資料館」は、「博物館類似施設」である。文科省の認定を受けていないものになる。登録博物館は最も厳格に資料の管理・展示がなされる施設となる。「資料館」においては資料の優劣は無いものの、より柔軟な利用が可能となる。また資料館は学芸員の配置も村では規定していない。とはいっても、その整理・収集・調査業務においては専門的な知見が必要になる。そういう観点から、現在の文化財調査委員の会長さんに、ご協力頂いている。また、施設の老朽化、資料の整理、文化財分野の人材育成等の諸課題がある事は認識しております、今後検討が必要だと考えているので、ご理解をお願いしたい。

◆片桐紳一郎議員

昭和54年の「歴史民俗資料館設置条例」によると、歴史民族に関する資料を収集保管し、展示して住民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するため設置すると述べている。郷土資料は、地域の自然、歴史、文化を学び、伝えることの根底となるもの。長い歴史を経て育まれてきた根羽村民の財産であり、郷土資料の保存は我々に課せられた後世への重大な責任であると考える。このことから、次の7項目について質問します。

外の「博物館相当施設」、「博物館類似施設」に分類されており、「資料館」は、「博物館類似施設」である。文科省の認定を受けていないものになる。登録博物館は最も厳格に資料の管理・展示がなされる施設となる。「資料館」においては資料の優劣は無いものの、より柔軟な利用が可能となる。また、資料館は学芸員の配置も村では規定していない。とはいっても、その整理・収集・調査業務においては専門的な知見が必要になる。そういう観点から、現在の文化財調査委員の会長さんに、ご協力頂いている。また、施設の老朽化、資料の整理、文化財分野の人材育成等の諸課題がある事は認識しております。今後検討が必要だと考えているので、ご理解をお願いしたい。

備についても、同じように会長さんにご協力をいただいている状況である。会長さんと相談し、除草必要であれば機関にお願いするようなことを検討していきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

議員 会長と相談の上進めているという話だが、電気のスイッチの場所がわかりにくくて、歩く動線に沿って配置されていないとか、トイレが水洗になつておらず、女性客などは役場までトイレに行かなければならぬとか、冷暖房が完備されていないくて、小さなストーブが1つあるだけで、寒いから会長が自分でストーブを持ち込んでいるとか、そのような話も聞いている。どうなつてているのか。

教育長 ストーブに関しては、小さいストーブを持ち込まれているのは把握している。燃料等に関しては、村で対応している。その他についての建物等の事になるので、把握はしているが、急に改築を考えることになる。そののは少し難しいかなと考えている。どうしてもという事であれば、何らかの対策を考えることになる。

議員 担当教育委員会の方々などが資料館内部を見て、来客された皆様のことを考慮し

た上で計画的に対応していただきたいた。

続いて2点目、資料館に保管、保存されている郷土資料は、今現在どのように整理されているのか。例えば、1点ずつ、資料の名称、寄贈者、寄贈日など書類が整理されているとか、現状はどうなつていて、根羽村に関する資料、古文書や要覧、調査の上発行したもの、歴史、文化等、それらの整理保管はどうなつているのか。

教育長 台帳等の整理簿は無いとお聞きしている。文書等は資料館奥の書庫及び村図書館において管理している。

議員 資料の整理について提案する。全ての資料を台帳等に記載し、データとして保存する。また、資料が分かるように写真撮影をし、大きさ、縦横、高さを示し、誰からの寄贈品なのか等をデータとして保存する。そのためにも、アルバイトとか会計年度任用職員を雇い、資料館の方の指示のもとデータ保存を進める。また、収蔵するのか展示するのかも含め、文化財保護委員会等で検討する。また、村にとつて重要な資料と一般に貸し出すことが可能な資料と分けて保管することが大切である。役場

にある図書館の中に根羽村に関する資料が貸し出し図書と一緒に置いてあるが、整理、保存、整理保管、保存といった観点から、別に保管庫を設けておくのはどうか。

続いて3点目、村民は、管理人、館長として龜十氏と認識している。龜十氏は93歳という年齢であり、資料館について様々な仕事を依頼するのには、年齢的にどうかと思う。(1)村は龜十氏の後継者として、後継者を正式に依頼しているのか。(2)引継者に対し、引継ぎはどの様な形で行われているのか。(3)どのような契約を依頼しているのか。以上3点をお聞きしたい。

教育長 後継者の育成については、重要な課題と考えている。順次、人選のうえ、引継ぎを行つていければと思つていい。館長という認識だといふ質問については、現状、会長さんに環境整備をお願いしている。館長という立場にはないでの、ご承知おき願いたい。

教育長 後継者に依頼しているのか。②引継者に対し、引継ぎはどの様な形で行われているのか。(3)どのような契約を依頼しているのか。以上3点をお聞きしたい。

議員 事務局は拝観客への対応、拝観料収入事務を行つていて。引継ぎに関しては、この業務に限らず内部資料として引継書を作成の上、対面での共有を行う事となつていて

教育長 後継者の育成については、重要な課題と考えている。順次、人選のうえ、引継ぎを行つていければと思つていい。館長という認識だといふ質問については、現状、会長さんに環境整備をお願いしている。館長という立場にはないでの、ご承知おき願いたい。

議員 事務局は拝観客への対応、拝観料収入事務を行つていて。引継ぎに関しては、この業務に限らず内部資料として引継書を作成の上、対面での共有を行う事となつていて

う。龜十氏の年齢等を考えると、もう時間的な猶予がない。早急な対応をすべきである。

続いて4点目、教育委員会の事務局としては、現在どのよう資料館に関わつてきているのか。また、社会教育の担当者がここ数年、毎年変わつているが、委員会事務局内で引継ぎはどのよう形で行われているのか。以上2点、お聞きしたい。

教育長 事務局は拝観客への対応、拝観料収入事務を行つていて。引継ぎに関しては、この業務に限らず内部資料として引継書を作成の上、対面での共有を行う事となつていて

議員 事務委員会内に大な量がある。内部資料だけの対応等も大変だと思う。教育委員会内で協力して対応してほしい。ただ、役場の中には歴史に興味を持つている職員もいると聞く。そういう方を

議員 社会教育に関しては膨大な量がある。内部資料だけの対応等も大変だと思う。教育委員会の担当者、学芸員、教育委員会の担当者、学芸員、会計年度任用職員が運営に携わっている。最初は時間と経費が相当かかるが、龜十氏の元気なうちに、このような体制で資料館の運営を行つては

う。龜十氏は、会長とがなくて、資料館の運営に支障をきたしていると言つていて検討してまいりたいと思

して、資料館についての様々な情報交換等を行つてはどうか。また、その必要もある。

続いて5点目、資料館の運営は、何名で、どのような立場の方がどのように行つてているのか、お聞きしたい。

議員 亀十氏の年齢等を考えると、もう時間的な猶予がない。早急な対応をすべきである。

當は何名で、どのような立場の方がどのように行つていているのか、お聞きしたい。

教育長 事務職員1名と会長さん1名の計2名で行なつて

議員 今運営状況では、根羽村として郷土資料の村内外への紹介資料や、自然遺産、文化遺産どうしを関連づけたり、価値を再発見したりする試みも十分とは言えない状況である。また、郷土資料に関心を持ち、保存、活用についての知識や技術を持つた人の人材の育成を、長期的な視野に立ち継続的に進めていくことが重要である。条例によると、資料館には館長のほか必要な職員を置くとなつていて。例えば、奥三河郷土館だと、館長、教育委員会の担当者、学芸員、会計年度任用職員が運営に携わっている。

う。新しく職員を募集する興味のある職員を、今、配置する事も大切だが、龜十氏の年齢等を考えた場合、今週に1回くらいは顔合わせを

る。契約等にもよるが、資料館の館長、資料館の運営に発言権があるような形での採用をお願いしたい。

続いて6点目、亀十氏から3月末で退く意向であると伺っている。今後は、亀十氏の持つ知識をどのようにして後世に残していく考えはあるのかをお聞きしたい。

教育長 今後の会長さんの動向については、文化財調査委員会の意向を聞いており、退任後は、「相談役」というような立場で館運営・文化財関係についてご助言いただくと言ふ事で快諾頂いていた。ただ、人材不足の面もご心配頂いて、もうしばらくご協力頂けると言つて頂いている。一般的にある個人の知識を、特別に取り上げて保存することには行政上適切とは考え難いと思う。しかし、議員ご指摘通り、根羽にとつて貴重な知識・資料であるのは村としても認めるところである。次期会長

さんとの引継ぎと合わせてご本人と相談して検討して参りたいと思うので、よろしくお願いしたい。

議員 亀十氏の知識、今逃したらもうここまで知識の持ち主はない。亀十氏の話を何日もかけて取材をし、話し

ている内容を全て録音していく。そして、録音した内容を何人かで資料にまとめていくことは、とても大切なことである。本当に、次がない。是非何らかの方法で対応すべきである。また、会長の方も早く人選して、引き継ぎを確実に行つてもらいたい。

最後の質問であるが、資料館には、①郷土資料を分類、整理して永続的に保管する機能②資料の調査研究によりその価値を明らかにする機能③郷土資料の価値や意味を村民に伝える機能④収集された郷土資料を使って学習活動を行う機能⑤郷土資料についての知識と技術を習得して保護や活用に関わる人材を育成する機能などが求められている。そ

ういった観点も含め、資料館の運営方法の検討をする考えはないのか。さらに、今の歴史民俗資料館は、昭和45年に旧役場跡地に建てられた。当時、役場の古い資料を保存しておられた所、保存しておかなければならぬ文書の保管行という意味合いだったようだ。また、建設にあたっては、保管庫といふ名目で立つてたようだ。本来資料館ではない施設が資料館に転用されていることに由

来する施設上の制約がある。具体的には、十分な展示面積が確保できていない点、収蔵庫、研究室、作業室、講堂など、資料館にあるべき施設がほとんど整えられていないことなどが挙げられる。そのうえ施設は建設されてから45年と長い年数を経過しているため老朽化が進み、温度、湿度、環境や耐候・耐震能力などの点で、郷土資料を安全に長期間保管し、未来へ伝えることが困難な状況にあると言わざるを得ない。さらに、郷土資料を今後も新たに収集し保管していくには、収集スペースが決定的に不足していると考えられる。新しく立て直すつていう考えはないのか。

村長 郷土資料を完全にしていくことは非常に重要なことだと理解をしている。ご指摘の通り、現在の資料館は昭和54年に建てられた建物で、議員ご指摘の通り、展示室の面積が少ないので、作業室が整備されてない、配置が悪い、空調設備がない等様々な老朽化の課題もある。施設そのものも老朽化して取るのが現状である。当面の考えとしては、今ある現在の資料を、しっかりと保存・維持に努めていきたいと考えている。具体的なもの

については、先ほどご提案いたことも含めて考えたいと思う。今後、新たな施設整備は必要であると考えている。日常専門的に管理する人材の整備もご指摘の通り必要であると考えている。今後、関係する皆さんと、それぞれ意見を持った専門家の皆さんから意見を伺いながら、整備も含めて検討をしてまいりたいと考えている。また、新しい資料館の建設については、必要性は理解しているが、場所を含め、建設時期や他の事業との関連性等々、財政状況を見ながら、新しい資料館の建設時期については遂次総合的に判断する必要があるかと思うので、ご理解とご協力をお願いしたい。

議員 今の村長の答弁、是非前向きに検討し、検討という言葉だけで終わるのではなくて、実施できるような方向で考えていただきたい。

今回の質問に関しては、同僚議員と資料館を視察したところにつながる。より良い郷土資料の保存、展示が実現されることである。郷土資料を通して自らの村を知ることは、自らの村を愛し、誇りを持つことにつながる。より良い郷土資料の保存、展示が実現され、根羽村全体が、村民が知る喜びを味わい、自らの村に對する誇りを持つる場所となることを提案する。

民の皆さんのが元気で明るく生き生きと暮らしていく村としての魅力を全面に打ち出し、誰もが訪れてみたい村、そして住んでみたい村として広く世界にアピールしていくたまにあります。根羽村民共有の財産である郷土資料にも視点を置いてはどうか。郷土資料とは、根羽村の自然、歴史、文化を学び、伝えることの根底となるもので、長い歴史を経て生まれてきた根羽村民共有の財産である。このような貴重な価値を持つ郷土資料の保存、展示が行われる場所は、そのたまに、郷土資料の保存、展示に對する行政の役割は、村民の財産である郷土資料の価値を明らかにするとともに、村民がこれを学び、伝えるための知的サービスを提供することであり、それが可能な環境を整えることである。郷土資料を通じて自らの村を知ることは、自らの村を愛し、誇りを持つことにつながる。より良い郷土資料の保存、展示が実現され、根羽村全体が、村民が知る喜びを味わい、自らの村に對する誇りを持つる場所となることを提案する。

◆三浦寛本議員
議員 根羽村で

議員　根羽村での水道管の耐震化について

冒頭の村長の挨拶でもあります。私が一言申し上げたいと思う。令和6年1月1日に発生した能登半島地震により犠牲になられた方々に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆様、並びにそのご家族、関係者に対しお見舞い申し上げます。被災された皆様の安全と被災地域の早期復旧復興を祈念いたしま

被害が発生し、被災地では、ライフル線の上下水道が地震発生以来使用できない状態が今なお続いている。そこで、9月議会での一般質問でも申し上げたが、根羽村の水道管は法定耐用年数が過ぎているものがほとんどで、今回のようないかだ地震等による大規模な水道管破裂などの被害が予想され、村民も水道管等の耐震化工事の早期着手を望んでいるところである。先の村長の答弁では「村民が不安を感じていることが生じているが、多額の予算と都合上、早期工事を早急に進めたい」とのことであったが、改めて、今回の能

登半島地震での被害状況を報道等により間近で見たうえ、今後の耐用年数が過ぎている水道管など、巨大地震等の災害対応ができる耐震化への布設替えを早期に実施していく考え方はあるか。また、更新計画と村民に対して納得できる今後の考え方をどのように伝えるのか。具体的に今のお考えをお聞きしたい。また、財源確保のため有利な補助事業等の調査研究、漏水箇所等の早期発見など、現在どの段階まで進んでいるのか、併せてお伺いしたい。

新を行つてきている。1番の課題は管路の施設である。全体延長約35kmあつて、ダクタイル鑄鉄管、12kmで34%、硬質塩化ビニル管が22kmで63%等となつてきている。村内の管路については、ダクタイル鑄鉄管は目標耐用年数が60年となつており、耐用年数の期間内ではあるけれども、硬質塩化ビニル管は目標耐用年数も40年であり、昭和54年のものについては、耐用年数が経過した状態にあるのが現状。また、こうした中で、平成29年に、安全な水を安定的に供給することを目的に、簡易水道事業適正化計画を策定して、施設整備の概要を示したところである。水道管の耐震化が重要であることは承知しておりますが、9月の一般質問でもお答えした。これによつてある程度の管路計画等々が出てくるので、どういった補助金を使うのか、何年間ぐらいで整備ができるのかという計画を今年度策定する予定になつてゐる。また、村民の皆さんにも、地区懇談会、広報誌、ケーブルテレビ等で計画の概要がお示しし、その他必要な情報等を

住民課長 簡易水道事業管の更新計画につきまして、概要を説明させていただく。村では、令和6年度におおいて、村内全域の施設を除く管路の更新計画を策定することとしております。主だった内容について申し上げます。対象施設ですが、根羽村簡易水道事業における管路のみを対象とし、浄水場 排水地等の施設は対象外としている。基本方針の策定として、現状の把握をします。既存資料と現地調査により地域と水道の現況を把握する。その中で、地域の特性として、自然条件の把握、社会的条件の把握等。水道の特性としては、水道施設状況と復旧状況、その資料の収集と把握。水道施設の整備状況及び既存施設の位置、規模、構造に関する資料の収集、水道施設整備の状況の把握等である。次に水需要の予測としまして、将来見通しを得るための10年から15年ほど先までの水事業の予測を行なうという内容。次に、定しております、簡易水道の管路更新計画策定業務の内容については、担当課長から詳細を少し説明するので、お願ひしたい。

事業の分析評価課題の抽出をします。管路施設の状況を中心とした水道事業の現況を分析をいたします。主には簡易水道事業経営、環境の分析し、その評価を行う。また、耐震性の評価も行う。その中から出てきた課題の優先順位を検討し、その優先順位検討の結果に基づいて将来像及び目標を設定する。その後、基本事項の決定を行う。内容においては、管路更新の合理性等を考慮し、10年から15年の計画年次を設定しする。その後、管路更新内容を決定をする。その内容については、拡張・更新計画の検討、対策の実施順序の検討をし、管路更新案の作成を行う。その内容としては、管路更新計画、費用の検討、管路更新計画工程の検討、それ概算費用の算出、管路更新案の評価、管路更新の効果の検討等々を行う予定。以上が主だつた内容になるが、請負業者に必要に応じて進捗状況の中間報告を依頼するので、タイミングを見ながら議会の皆さんにも状況報告をさせていただく予定でいるので、よろしくお願ひしたい。

議
二

事業の分析・評価・課題の抽出をします。管路施設の状況を中心とした水道事業の現況を分析をいたします。主には簡易水道事業経営、環境の分析し、その評価を行う。また、耐震性の評価も行う。その中から出てきた課題の優先順位を検討し、その優先順位検討の結果に基づいて将来像及び目標を設定する。その後、基本事項の決定を行う。内容においては、管路更新の合理性等を考慮し、10年から15年の計画年次を設定しする。その後、管路更新内容を決定をする。その内容については、拡張・更新計画の検討、対策の実施順序の検討をし、管路更新案の作成を行う。その内容としては、管路更新計画、費用の検討、管路更新計画工程の検討、それ概算費用の算出、管路更新案の評価、管路更新の効果の検討等々を行う予定。以上が主だった内容になるが、請負業者に必要に応じて進捗状況の中間報告を依頼するので、タイミングを見ながら議会の皆さんにも状況報告をさせていただく予定でいるので、よろしくお願いしたい。

地域おこし協力隊の報告

金邊 竜也



協力隊4年目の金邊竜也です。息子が生まれました。さて今年度もケーブルテレビの番組の拡充を中心に活動させていただいております。ありがたいことに視聴いただいた方から、「これも撮影してほしい」のようなお声がけをいただく機会も増えました。盆踊りやアイシンとの森づくりイベントなど、コロナ禍を経て自粛・縮小傾向だった行事もいくつか撮影することができました。「a b n・八十二ふるさとCM大賞」では映像賞を2年連続で受賞。来年度もよろしくお願ひいたします。

白根 拓実

令和5年度の空き家対策活動内容については、「村内の空き家調査」「空き家所有者と利活用希望者への相談窓口や物件同行」「空き家所有者へのアンケート調査の実施」「旧若松旅館の改修」などの活動を行いました。

詳しい内容は、4月1日の「空き家のすすめ」で今年度の活動報告を行いますので、よろしければご覧ください。



上村 小春



地域おこし協力隊の上村小春です！4月に根羽村に赴任してから約1年が経ちました。

根羽学園をはじめ、放課後子ども教室、村営塾げん、タブレット講習など、さまざまな場面で多くの方々と関わることができ、充実した1年を過ごすことができました。

また、村の行事にもたくさん参加させていただき、村暮らしの楽しさを日々実感しています。

今後も皆さまとの関わりを大切に、いろいろなことにチャレンジしていきたいと思います！

鈴木 楓

令和5年度は6月に村営塾の開塾1周年を迎えることができました。

子どもたちにとって「村営塾げん」という存在が定着した中で、今年度は「課題解決型学習」に力を入れてきました。こちらは「自分たちで課題を設定して、解決していく学習法」のことで、村営塾では、子どもたち一人ひとりが自分の「好きなこと」や「やってみたいこと」を実現させる取り組みを行ってきました。ある生徒は自分が大好きなアイスクリームを手作りし、「理想のアイス」はどうやって作れるのか研究していました。また、ある生徒は自分で書き上げた「オリジナルのミステリー小説」を映画化させたいと映画制作に取り組んで、上映会までやろうと動いています。この「課題解決型学習」の取り組みを通じて、子どもたちは塾の時間の中で、自分の好きなことを見つけたり、やってみたいことを実現させるための思考力を身につけることができました。



地域おこし協力隊の報告

山本英介



森林組合の山本英介です。早いもので地域おこし協力隊として5年目を迎えることになりました。基本的には組合林産班に所属し伐採搬出現場作業を行っていますが、昨年度から1年ほどは現場を離れ協力隊活動として山村留学家庭との自然体験サポート、木育・環境学習イベントの企画運営、学生林業合宿のサポートなど各方面からご依頼のあったものに取り組ませていただきました。また協力隊活動費で林業機械、森林インストラクター、自然再生士、認定森林施業プランナーの資格を取得しました。今年度が協力隊としては最後の1年になりますので、初心に還って勤めたいと思います。

三好論史

こんにちは。根羽村地域おこし協力隊の三好論史です。

根羽村観光協会の事務局として、3回目の春を迎えました。

根羽村観光協会で開催しております「ふるさと根羽村フォトコンテスト」は今回で50回を迎えました。昨年は豪雨によるイワツツジの被害、紅葉期間の短さ、黒地の柿の木が実らないなど、写真撮影には厳しい状況でしたが、昨年同様の78点の応募を頂くことが出来ました。グリーンハウス森沢の管理につきましては、今までのスポーツ合宿での利用に加え、企業の新人研修等での新たなご利用も複数頂くことができ、昨年度の3倍以上のご利用を頂くことが出来ました。今年は「知って根羽スタンプラリー」を開催するなど、今まで以上に根羽村を広くアピールしていきたいと思っております。これからもご支援のほど、よろしくお願ひ致します。



根羽村防災行政無線デジタル化整備工事について

昭和62年から運用を開始した防災行政無線ですが、運用から30年以上が経過しています。このことから、令和5年度に防災行政無線デジタル化整備工事に着手し、令和7年3月の竣工を目指し、役場の親局1式、屋外拡声子局19ヶ所、個別受信機等の更新に加えて、河川監視カメラ、雨量計を導入し、役場内に整備する

「G72 BOX」は、飲食物や衣料等の非常用物資がパッケージ化され、3日分が1人1箱になつた物で、有事の際には非常にわかりやすい事に

このプロジェクトは大規模災害発生時に物資が届かないという状況を軽減するためには72時間分の物資が梱包された箱「G72 BOX」の備蓄を進めるプロジェクトです。

「G72 BOX」は、飲食物や衣料等の非常用物資がパッケージ化され、3日分が1人1箱になつた物で、有事の際には非常にわかりやすい事に

災害時物資受入保管等に関する協定締結について

1月23日に「ガーディアン72プロジェクト」を進める株式会社ミューチュアル・エイド・セオリー様と「災害時における物資(G72 BOX)の受入・保管等に関する協定」の調印式が根羽村を会場に豊根村、阿智村、平谷村と合同で行

われました。

このプロジェクトは大規模災害発生時に物資が届かないという状況を軽減するためには72時間分の物資が梱包された箱「G72 BOX」の備蓄を進め村では、これまでの水、非常食の備蓄に加え、「G72 BOX」の備蓄をはじめ、非常用帶トイレの備蓄等を進め、大規模災害発生の備えを進めています。

防災システムと連携させ、村民の皆様に広報無線の緊急連絡だけでなく、パソコンや携帯網等を使用した災害用連絡ができる体制を構築いたしました。

令和6年度から本格的な工事が始まります。各地区での工事の詳細については、順次広報無線等でお知らせしますので、ご確認ください。



令和6年度個人住民税 (村・県民税)に適用される 定額減税について

税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)において、令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除(以下「定額減税」といいます)を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。なお、定額減税について現在公表されている内容のみを掲載しています。

国税である所得税の定額減税については、下記のリンクから参照ください。

URL: <https://www.ntt.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>

● 減税額について

納税者本人の住民税の特別控除額は、次の合計額になります。なお、その合計額が住民税所得割額を超える場合は、住民税所得割額が限度額となります。

- 納税者本人 年税額1万円
- 控除対象配偶者 1人あたり年税額1万円

(国外居住者を除く)
※控除対象配偶者を除く同一計配偶者(国外居住者を除く)は、令和6年度定額減税対象者からは除かれます。

● 減税の適用条件

納税者本人の令和6年度住民税合計所得金額が1,805万円以下

● 定額減税後の住民税の支払い方法

(1)特別徴収(給与天引き)の方

定額減税後の税額を令和6年7月から翌年5月までの11分割で給与天引きします。

(2)普通徴収(納付書や口座振替等)の方

第1期分の納付額から特別控除に相当する金額を控除し、その差額を納付。また、第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除します。

(3)年金特別徴収(年金天引き)の方

令和6年10月分の年金天引き分から特別控除に相当する金額を控除し、差額を年金から天引き。また、10月分から控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。

国税である所得税の定額減税については、下記のリンクから参照ください。



固定資産税の縦覧・閲覧制度のご利用案内

閲覧・縦覧期間	令和6年4月1日(月)～令和6年5月31日(金)(土日祝日除く) ※取扱時間は午前8時30分から午後5時15分まで	閲覧・縦覧場所	役場(総務課窓口)
閲覧・縦覧できる方	1. 固定資産税の納税者本人、本人から委任を受けた同一世帯の親族、納税管理人 2. 代理人(委任状をお持ちの方) (閲覧は上記の方に加えて) 3. 借地人、借家人(賃貸借契約書をお持ちの方) 4. 賦課期日(1月1日)以降の新所有者(売買契約書、登記等をお持ちの方)		
必要なもの	・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)※顔写真のない健康保険証などは2点以上用意ください。 ・代理人の場合は委任状、相続人の場合は戸籍謄本など (閲覧は上記に加えて)納税義務者ご本人以外の方が窓口へこられる場合には、その他必要なものがある場合があります。あらかじめお問い合わせください。		

第26回 福祉と健康の集い

令和6年3月3日(日)に
「第26回福祉と健康の集い」
が盛大に役場で開催されました。



キッズ ビンゴゲーム



足助病院生駒先生による「座りながら続けられる体操」

午前の部
根羽村功労者表彰
及び根羽村社会福祉協議会
功労者表彰の式典
午後の部
足助病院の理学
療法士生駒先生による「座りながら続けられる体操」



健康相談・頭の体操コーナー

タレントの松本明子さんに
よる「どうなる?どうする?
わたしの街、わたしの家
～心の健康のために考える
介護・終活・相続～」と題した
講演会(大杉大学共催)
当日は上記のほか随時、足
助病院の看護師さんたちによる
健康相談会、認知症予防(頭
の体操)教室等やキッズコ
ーナーではビンゴゲーム等、ま
た、杉つ子、ぼてとの会、ポッ
プコーン屋さん、傾聴ボラン
ティア「和」による各種販売が

行われ、会場に花を添えていた
とき、総勢113名の方々
にご参加いただきました。



タレント 松本明子さん講演会
「どうなる?どうする?わたしの街、わたしの家
～心の健康のために考える 介護・終活・相続～」

西原石原
尾原
竹光明
司史子
様様様

●功労者

催しました。
これまで、やまあいフェ
スティバル会場での開催でし
たが、今年度からは福祉と健
康の集いの会場で表彰式を開

この表彰は、表彰審査委員
会の答申を受けて行うもの
で、新型コロナウイルス感染
症の影響で3年ぶりの表彰式
開催となりました。



令和5年度 根羽村功労者表彰

根羽村社会福祉協議会で
は、社会福祉協議会の活動に
顕著な功績をあげ、福祉に貢
献された個人または団体を、
表彰審査委員会の選考により
社会福祉功労者として表彰し
ました。

●感謝状
片桐歯科クリニック
片桐信親様
高柳正治様
久保田みさよ様
石原石三様
原浦明美様
原浦明治様
桐田文良様
桐田昭子様
飯田市



根羽村社会福祉協議会功労者表彰式
は、社会福祉協議会の活動に
顕著な功績をあげ、福祉に貢
献された個人または団体を、
表彰審査委員会の選考により
社会福祉功労者として表彰し
ました。

75歳以上の後期高齢者医療保険の 令和6・7年度の保険料率決定

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。

長野県における令和6・7年度保険料率は、後期高齢者の増加や医療費の伸びに加え、現役世代の負担を抑えるための国の制度改正により、次のとおり増額改定することになりました。

お一人おひとりの保険料額は6月下旬に決定し、7月以降にお住まいの市町村から決定通知書によりお知らせします。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

	令和4・5年度	令和6・7年度	備考
均等割額	40,907円	44,365円	
所得割率	8.43%	9.45%	令和6年度は、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合は8.56%
賦課限度額	66万円	80万円	令和6年度は、昭和24年3月31日以前に生まれた方、障害認定の方は73万円

均等割額 + 所得割率 = 年間保険料額
44,365円 + 9.45% 又は 8.56% = 限度額は80万円または73万円

一人当たり保険料額 年額 71,550円 <63,125円>
增加額 8,425円 (前回比)

制度改正の内容

● 後期高齢者負担率の見直し

(高齢者の保険料の伸びを現役世代の支援金の伸びに合わせる見直し)

後期高齢者医療における医療費の負担割合は、後期高齢者負担率によって定められています。後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じになるように後期高齢者負担率が設定されます。

● 出産育児支援金

(出産育児一時金の費用を後期高齢者も支えていく仕組みの導入)

出産育児一時金の支給費用の一部を、現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援（拠出）する仕組みとなります。

保険料の見直しに伴う激変緩和措置

令和6年度からの制度見直しに伴う、新たなご負担に関しては、

- ①収入にかかわらずご負担いただく定額部分（均等割）のみを負担する約6割の方（年金収入153万円相当以下の方）については、制度見直しに伴う増加はありません。

②収入に応じてご負担いただく定率部分（所得割）は、一定以下の収入の方（年金収入153万円～211万円相当の方）を対象に、令和6年度は制度見直しに伴う増加はありません。

③年収約1,000万円を超える方を対象とする保険料負担の年間上限額（賦課限度額）は、段階的に引き上げられます（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。

※令和6年度に新たに75歳に到達する方は③の激変緩和措置の対象外となります。

【問合せ】役場住民課 (49-2111) 又は長野県後期高齢者医療広域連合 (026-229-5320)



介護保険について

65歳以上の方の介護保険料が変わります

◎介護保険制度とは

高齢者の方などが、介護が必要になっても住み慣れた地域や自宅でできる限り自立した生活が送れるよう、医療、保健、福祉にわたる介護サービスを一体的に提供し、介護者や家族の負担を社会全体で支えるための社会保険制度です。この制度は、40歳以上の方が納める「介護保険料」(健康保険料の中に含まれています)と国や県・村が負担する「公費」を財源に運営されています。

◎令和6～8年度(第9期介護保険事業計画)の保険料基準額を引き上げます

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得に応じて段階的に設定されており(表参照)、村の高齢者数や必要な介護サービス総費用などを推計して3年ごとに見直す介護保険事業計画により決定することになっています。

今後見込まれる介護サービス総費用の増加を見据え、介護に関係する方に策定懇話会委員をお願いし、ご意見をいただきながら、令和6年度からの3年間の基準額は72,000円と決定しました。(※令和3～5年度までの、第8期介護保険事業計画における基準額は66,000円)

詳細は、表をご確認ください。

◎保険料は期限内に

保険料の滞納が長期に及ぶと、介護サービスの利用者負担割合の増加や給付額の一時差し止めなどの措置が取られます。また、延滞金が加算されます。保険料は納付期限内に必ず納めてください。

7月中旬ごろに介護保険料の通知を発送します

【介護保険料額決定通知と納付書が届いた方】

通知書に記載されている保険料額をご確認いただくとともに、納付期限までに、役場または金融機関窓口にて納付してください。※コンビニ納付はできません

【介護保険料額決定通知のみ届いた方】

年金天引き(特別徴収)や口座振替で介護保険料を納めていただきます。通知書に記載されている保険料額をご確認ください。

■ 保険料の納付は口座振替で

口座振替は、指定した預貯金口座から自動的に振替納付する方法で、納め忘れを防ぎます。口座振替の依頼書がありますので、役場までお越しください。また、現在指定している口座を変更したい場合にも依頼書の提出が必要となります。



第1号被保険者保険料所得段階(65歳以上の方)

※年度内に65歳になる方は65歳になった月の翌月から保険料が賦課されます。4～6月生まれの方は所得が確定し次第賦課されます。

※40歳～64歳のかたは、健康保険(国民健康保険又は会社の健康保険)とあわせて徴収されています。

所得段階	対象となる方			保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・本人が老齢福祉年金受給者で、村民税非課税世帯の方 ・村民税非課税世帯で、本人の前年のその他の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方			基準額×0.285	20,520円
第2段階	本人が村民税非課税	非課税世帯	村民税	80万円を超える 120万円以下	基準額×0.485 34,920円
第3段階				120万円を超える	基準額×0.685 49,320円
第4段階		課税世帯	村民税	80万円以下	基準額×0.9 64,800円
第5段階				80万円を超える	基準額 72,000円
第6段階	本人が村民税課税	本人の前年の 合計所得金額		120万円未満	基準額×1.2 86,400円
第7段階				120万円以上 210万円未満	基準額×1.3 93,600円
第8段階				210万円以上 320万円未満	基準額×1.5 108,000円
第9段階				320万円以上 420万円未満	基準額×1.7 122,400円
第10段階				420万円以上 520万円未満	基準額×1.9 136,800円
第11段階				520万円以上 620万円未満	基準額×2.1 151,200円
第12段階				620万円以上 720万円未満	基準額×2.3 165,600円
第13段階				720万円以上	基準額×2.4 172,800円

※①第1段階から第3段階の方の保険料については、負担軽減を引き続き行います。

第1段階 0.455 ⇒ 0.285

第2段階 0.685 ⇒ 0.485

第3段階 0.69 ⇒ 0.685

※②令和6年度制度改正により、保険料の算定方法が所得段階9段階から13段階に変更となりました。この変更により前年と同程度の所得であっても保険料の段階が上下する場合があります。

その他、ご不明な点は根羽村役場住民課(49-2111)までお問い合わせください。



国民健康保険について

国保のしくみ

国保とは、病気やけがをしたときに安心してお医者さんへかかるように、加入者（被保険者）がお金（国保税）を出し合って、医療費の一部を負担する制度です。

国保に加入する人

職場の健康保険等に加入している人、後期高齢者医療制度の対象者、生活保護を受けている人以外のすべての方が国保の加入者となり届出が必要です。

※加入は世帯ごととなり、加入に関する届出義務は世帯主です。印鑑及び必要書類をご持参ください。

届出は、取得や喪失の事由が発生した時から 14 日以内に役場窓口へ申請してください。

加入するとき

- ・職場の健康保険等の資格を喪失したとき
(退職日の翌日)
- ・家族の職場の健康保険の被扶養者の資格を喪失したとき
- ・他市町村から転入したとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

やめるとき

- ・職場の健康保険等に加入したとき
- ・家族の職場の健康保険の被扶養者となったとき
- ・他市町村へ転出したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めたとき
- ・後期高齢者医療制度の対象となったとき
(75歳の誕生日から)

その他の手続き

- ・村内で住所が変わったとき
- ・世帯主変更や氏名が変わったとき
- ・世帯を分けたとき又は一緒にしたとき
- ・修学のため、村外に転出したとき（在学証明書、転出先の住民票の写し）

※修学による保険証をお持ちの方は、学校卒業と同時に現住所地の国民健康保険又は就職先の健康保険に加入する必要があるため、卒業証明書の写しを添えて届け出る必要があります。

- ・保険証をなくしたとき（汚れて使えなくなったとき）

【注意】

☆非課税世帯の方や70歳以上の現役並みの方が入院する場合は、限度額認定証等の発行申請を役場で行ってから入院することで、医療機関での窓口負担や食事療養費の支払いが安くなる場合がありますので、ご相談ください。

届け出がおくれると…

◆保険証がない期間の医療費はやむを得ない場合を除き全額自己負担となります。また、保険税は届け出をした日からの加入ではなく、資格を得た日までさかのぼって支払うことになります。

【遡及賦課（そきゅうふか）】

◆資格のない保険証で医療機関を受診した場合、医療費の返還をしなければなりません。



根羽学園卒業式

3月15日に根羽学園の卒業式が行われました。

新型コロナウイルスが5類に移行したことから、今年度はコロナ禍前と同様に、多くの来賓の方を招いて開催しました。

学校長式辞では、松岡校長先生から、卒業生が総合的な学習の授業の中で実施したジビエレストランを、企画から当日の設営まで自分達が携わって成功させたこと等、卒業生の学校生活での成長を感じることができたお話をありました。

今年度の卒業生は2名ですが、卒業生代表の答辞では、もう一人の卒業生に向かって「卒業後、大変なこともあると思うけど、一緒に頑張っていこう」という印象的な言葉がありました。

卒業生お二人の益々のご活躍をお祈りします。



根羽学園修了式

3月14日に根羽学園の修了式が行われました。

6年生が義務教育学校の前期課程を修了した区切りの式として、毎年挙行しています。

今年度の6年生7名は、修了証書を授与された後、ステージの上で、親への感謝の言葉や後期課程に進学する意気込みを発表しました。

校長先生のお話では、松岡校長先生が、6年生の学校生活での成長を、具体的な場面を交えてお話くださいました。

保護者が見守る中、6年生の成長を感じられる式となりました。

- ● ● **根羽村ファミリーサポート事業** ● ● ●
- 広報ねば Vol.215でお知らせしたファミリーサポート事業を7月より開始しました。
- 令和6年3月現在での依頼会員が5名（お子さん9名）支援会員が7名登録されました。
- 令和5年度の利用日数7日、延べ利用者人数は13名になります。
- 初年度から多くの方に支援会員になっていただき、会員からの依頼にスムーズにお手伝いいただいております。
- 今後も引き続き依頼会員、支援会員ともに募集しておりますので、お手伝いをご希望される方、お手伝いをしていただける方は、教育委員会までご連絡ください。



根羽村保育所卒園式が行われました

3/22（金）根羽村保育所の卒園式が行われました。今回は7名の卒園児を対象に挙行されました。卒園児の皆さんには、名前を呼ばれると大きな声で返事をして、卒園証書を受け取りました。その後将来的な夢を大きな声で堂々と語りました。在園児は2名と少ないとでしたが、大きな声で歌をうたい、大きな拍手をして笑顔で送ることができました。

卒園児の皆さん。4月からいよいよ学園へ入学します。保育園の生活で培った経験を糧に、大きく羽ばたいてください。